

●香川県告示第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

坂出市

2 都市計画事業の種類及び名称

坂出都市計画道路事業 3・6・23 駒止大池線

3 事業施行期間

令和2年3月24日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 坂出市元町1丁目、駒止町1丁目及び文京町1丁目地内

(2) 使用の部分 坂出市元町1丁目、駒止町1丁目及び文京町1丁目地内